

部 活 動 規 定

1. 部

- (1) 文化・体育部は、文化的活動、身体活動を通じて心身の望ましい発達を目指す。西京極中学校生徒によって構成する。
- (2) 部は次の要件を満たした時に設置することができる。
 - ① 顧問となる教員がいる。
 - ② 活動の場が確保されている。
 - ③ 積極的に活動しようとする生徒がいる。
- (3) 年度当初、新たに部を設置しようとする時には、上記(3)の要件を満たした上で、職員会議の承認を経て同好会として発足し、活動を開始できる。
- (4) 部活動が運営上困難な状態になった場合、職員会議の承認を経て休部とする。
- (5) 休部となっている部の存続については、職員会議で審議し、廃部が決定されれば、次年度からの部員募集は行わない。

2. 部 員

- (1) 入部は自由意思による1種目とする。入退部は担任及び顧問の許可を必要とする。
- (2) 顧問は部員の生活、行動などによって必要とあれば退部させることができる。
- (3) 部長は部員の互選によって選出され、顧問が認証する。
- (4) 部長は顧問の指示に従って部の諸活動をリードして部の中心となる。

3. 活 動

- (1) 活動は顧問の認めた計画にもとづいて行う。
- (2) 活動は心身の状態を考え規律正しく節度を守って行う。
- (3) 活動場所、器械器具の使用後は、整理、整頓に努める。
- (4) 活動場所の時間の割り当ては、顧問会議の決定による。
- (5) 活動を休む場合は、顧問または部長に届ける。
- (6) 活動時間は平日は2時間以内、休日は3時間以内を原則とする。
- (7) 長期休暇中は休日扱いとする。
- (8) 活動は、清掃終了後、下記の時間の間で行う。

期 間	終了時間	完全下校
通年	16：45	17：00

- (9) 土日、祝日及び休暇中の活動は、顧問の指導を必要とする。定期テスト期間中及び1週間前は原則として活動を停止する。
- (10) 休祝日・休業中の活動時間は、原則午前8時30分から午後5時までとする。ただし、気温の関係で活動時間を調整する可能性もある。
- (11) 部の活動停止日は、原則次の通りとする。
 - ① 入学式・卒業式の前日及び当日

- ② 始業式・着任式の当日
 - ③ 体育祭の前日及び当日
 - ④ 文化祭の当日
 - ⑤ 定期テスト1週間前より最終日を除くテスト期間中まで
 - ⑥ 宿泊を伴う校外学習日の前日
 - ⑦ 校外学習日
 - ⑧ 右京支部授業研修会、校内の一斉研究授業日
 - ⑨ 夏季休業中の学校閉鎖日及び冬季休業中の学校閉鎖日
 - ⑩ その他、部活動停止を定めた日（年度当初の職員会議及び分掌部会など）
- (12) 公式戦及びコンクール・発表会が上記(11)と重なるときは、顧問の直接指導のもと時間・人数などを配慮し、活動を認める。
- (13) 休養日は、土日のいずれか1日、平日1日の週2日以上の休養日を設けること。平日の休養日は、学校行事やテスト前等で部活動停止の日がほかにある週は、その日を平日1日の休養日として充てることができる。長期休業中の平日1日の休養日は各部で設定することとする。
- (14) 校外での活動の際、移動は徒歩または公共交通機関、貸し切りバスなどを利用すること。自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員や保護者が運転する車で生徒を移動させてはならない。
- (15) 部費を徴収する場合は、必ず年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。